

總 說

目次

1 福祉局の沿革	9
2 福祉局・保健医療局間の連携	12
3 福祉局組織一覧表	14
4 福祉局各課の分掌事務	16
5 福祉局職員定数	25
6 令和6年度福祉局所管予算	26
7 附属機関	28
8 事業所・政策連携団体等一覧	30
9 福祉局所管の主な法定計画等	32
10 福祉局重要施策	33
11 福祉保健を取り巻く現状	35
12 福祉（保健）事務事業に係る区市町村との連絡調整	43
13 福祉分野のDX推進	44
14 福祉人材確保対策	46
15 福祉局の防災対策	48

1 福祉局の沿革

(1) 局の沿革

【福祉局】

昭和18年7月、都制の施行に伴い民生局として発足した。

また、明治5年の設立以来、生活困窮者に対する救済活動等を通じ、我が国の社会福祉の発展に先駆的な役割を担ってきた養育院の事業についても、都制施行と同時に、東京市から東京都養育院として引き継がれた。

終戦後は、混乱の中、まず戦争犠牲者としての生活困窮者、引揚者等の緊急援護から始まった。

昭和21年10月には、旧生活保護法の制定により民生事務所（昭和26年10月から福祉事務所に）を、昭和22年12月には、児童福祉法の制定により児童相談所を、昭和24年12月には、身体障害者福祉法の制定により身体障害者更生相談所（昭和43年4月から精神薄弱者更生相談所と統合し、心身障害者福祉センターとなった。）をそれぞれ開設するとともに、養育院で行っていた石神井学園や安房臨海学園などの児童施設を、昭和23年1月に民生局へ移管した。

昭和30年代から高度経済成長期に入ると、国民所得の増大に伴い社会福祉の重点は、救貧対策から防貧対策へと移る。昭和35年から39年にかけて、精神薄弱者福祉法（現在の知的障害者福祉法）、老人福祉法、母子福祉法（現在の母子及び父子並びに寡婦福祉法）などが制定され、また、昭和36年には、国民皆保険・皆年金制度が発足し、これらに伴い局内体制も整備を図った。こうした中、養育院も次第に老人福祉施設としての比重を高め、昭和47年に老人専門病院及び老人総合研究所を開設するなど、福祉・医療・研究の総合的な連携の下に、高齢者福祉の基盤的施設としての役割を担うこととなった。

昭和44年9月には、東京都社会福祉審議会から都におけるコミュニティ・ケアの進展についての答申が提出され、福祉施策も、それまでの施設保護中心から在宅福祉を志向するものに移っていった。

昭和50年代半ばには、厳しい財政状況の中で福祉水準の維持向上を図るため、都と区市町村の役割分担と財政責任を明確にするための施策の見直しを行い、都は広域的・専門的な事業を実施するとともに、区市町村の自主的な取組を尊重しながら、その財政的な支援や連絡調整を行うこととした。

昭和55年12月には、民生局を福祉局と改称し、社会福祉をはじめ関連する諸施策について調整機能を持つとともに、体系的な推進を図った。

昭和57年3月には、障害者の完全参加と平等を目指す国際障害者年東京都行動計画を策定し、ノーマライゼーションの考え方方が都の施策の共通理念として定着していった。

その後、急速に進む少子・高齢化の中で、21世紀を展望した新たな基盤づくりの必要性が高まり、国においては、平成2年6月に社会福祉関係8法を改正するとともに、平成6年12月には、「高齢者保健福祉推進十か年戦略の見直しについて（新ゴールドプラン）」、「今後の子

育て支援のための基本的方向について（エンゼルプラン）」、平成7年12月には「障害者プラン－ノーマライゼーション7か年戦略」がそれぞれ策定された。

都においては、区市町村を中心に、誰もが、必要なときに、身近なところで必要とするサービスを受けられるよう地域福祉の基盤づくりを緊急課題の一つに位置付け、平成3年1月には、地域福祉推進計画を策定するとともに、平成6年には、在宅福祉を基調とする地域福祉の総合的な推進を図るため局内の組織を改正して地域福祉推進部を設置した。

平成9年4月には、少子・高齢化の一層の進行など社会環境の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる21世紀の福祉社会の構築を目指して「地域福祉推進計画」を改定するとともに、少子社会の現状を明らかにし、子供と家庭に対する施策の推進方向や内容等を具体的に示した「子どもが輝くまち東京プラン」を策定した。

平成9年7月には、福祉局、衛生局、養育院の三局にわたっていた高齢者施策部門の統合により高齢者施策推進室が発足し、福祉局は8部1室体制となった。

平成10年1月には、ハード及びソフト両面からのバリアフリーを重視し、福祉のまちづくりを推進するための仕組みづくりや面的整備の推進などを重点施策に掲げた「ハートフル東京推進プラン」を策定し、また、同年4月には、ノーマライゼーションの理念の普及・定着に加え、障害を持つ人の生活者としての権利の保障及び自己決定権の尊重を基本理念として、「ノーマライゼーション推進東京プラン」を改定した。

平成10年6月に東京都社会福祉事業団を設立し、同年7月からは新設した町田福祉園を、平成11年4月からは障害者（児）施設12施設（10所）を、平成12年4月からは児童養護施設10施設を柔軟で弾力的な運営を図るため、運営委託してきた。

また、平成11年8月には、社会経済状況の変化や介護保険制度の導入など、福祉の転換期に適切に対応するため、「福祉施策の新たな展開」を作成して東京都の新しい福祉の基本的方向と今後展開する施策を示し、同年12月には、その方向性をより具体的にするため「福祉改革ビジョン」を策定した。

平成11年に地方分権一括法が成立したことにより、社会保険業務が国の直接執行事務になった。これを受け平成12年4月には、社会保険管理部及び社会保険指導部が国へと移管され、福祉局は6部1室体制となった。

平成12年12月には、福祉改革を推進するための戦略と具体的な取組を明らかにした「東京都福祉改革推進プラン」を策定するとともに、平成13年4月には、福祉改革を本格的に推進するために福祉局と高齢者施策推進室を統合し、6部体制の新しい福祉局が発足した。

さらに、平成14年2月には、「東京都福祉改革推進プラン」で明らかにした改革のコンセプトを発展・具体化するために、「TOKYO 福祉改革 STEP2」を策定した。

平成14年7月には、「福祉サービス提供主体の改革への取組について」を発表し、都立福祉施設改革を進めてきた。

【福祉保健局】

都においては、永く、福祉行政の主管局として福祉局が、衛生行政の主管局として健康局が、積極的に都民福祉の向上を進め、都民の福祉・保健・医療ニーズに応えてきた。

両局においては、各種計画の策定や事業執行に際し連携を図ってきたが、少子高齢化の進行や介護保険の導入などに伴い、福祉・保健・医療の連携がますます強く求められる状況になった。

このため、少子高齢社会に対応し、健康に対する都民の不安を払しょくする観点から、平成16年8月に福祉局と健康局を統合し、福祉・保健・医療に関する施策の総合化・一体化を図ることとした。

局統合後の平成18年2月には、本格的な高齢化や、人口減少社会の到来などを背景として、改めて都の福祉保健施策に対する基本姿勢を明らかにするため、「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定した。このビジョンでは、誰もが「自ら積極的に健康づくり」に取り組み、就労や地域生活など「その人らしい自立」を目指すことができるよう、主体的に生活できる社会の構築を目指し、施策を展開していくこととした。

令和2年7月には、新型コロナウイルス感染症への組織対応力を強化するため、感染症対策部を設置した。

令和4年7月には、都立病院と公社病院を一体とした法人として、地方独立行政法人東京都立病院機構が設立された。

地方独立行政法人化に伴い、行政的医療の安定的な提供など、都の医療政策と連携して法人がその役割を確実に果たせるよう、福祉保健局に、法人との各種調整など運営支援を担う都立病院支援部を設置した。

(2) 福祉局の設置

福祉や保健医療を取り巻く社会的課題は、高度化、複雑化を増してきており、これらの課題に的確に対応するためには、都民や事業者のニーズに寄り添いながら、実効性ある施策をより一層、機動的に展開する必要がある。

このような背景の下、福祉保健局は、都民の生命と健康を守り、福祉・保健・医療サービスを将来にわたって盤石なものにするため、令和5年7月に「福祉局」と「保健医療局」に再編し、より高い専門性と機動性を発揮できる組織へと変革を図ることとした。

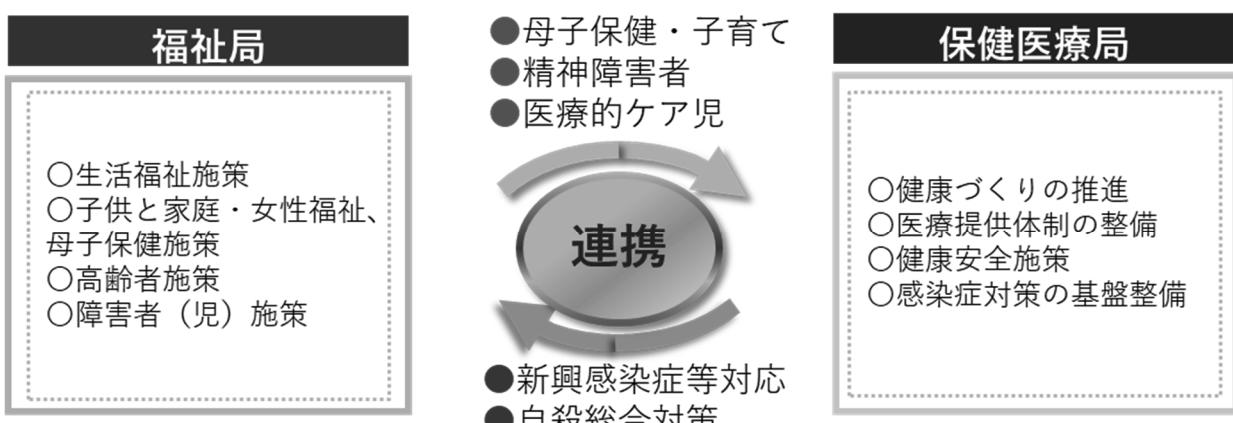
福祉局は、総務部、企画部、指導監査部、生活福祉部、子供・子育て支援部、高齢者施策推進部、障害者施策推進部の7部体制で発足した。また、福祉施策の更なる充実に向けた取組を推進とともに、これまで培った福祉・保健・医療の連携を継承するため、福祉局と保健医療局に跨る政策課題の連携体制を整えている。

2 福祉局・保健医療局間の連携

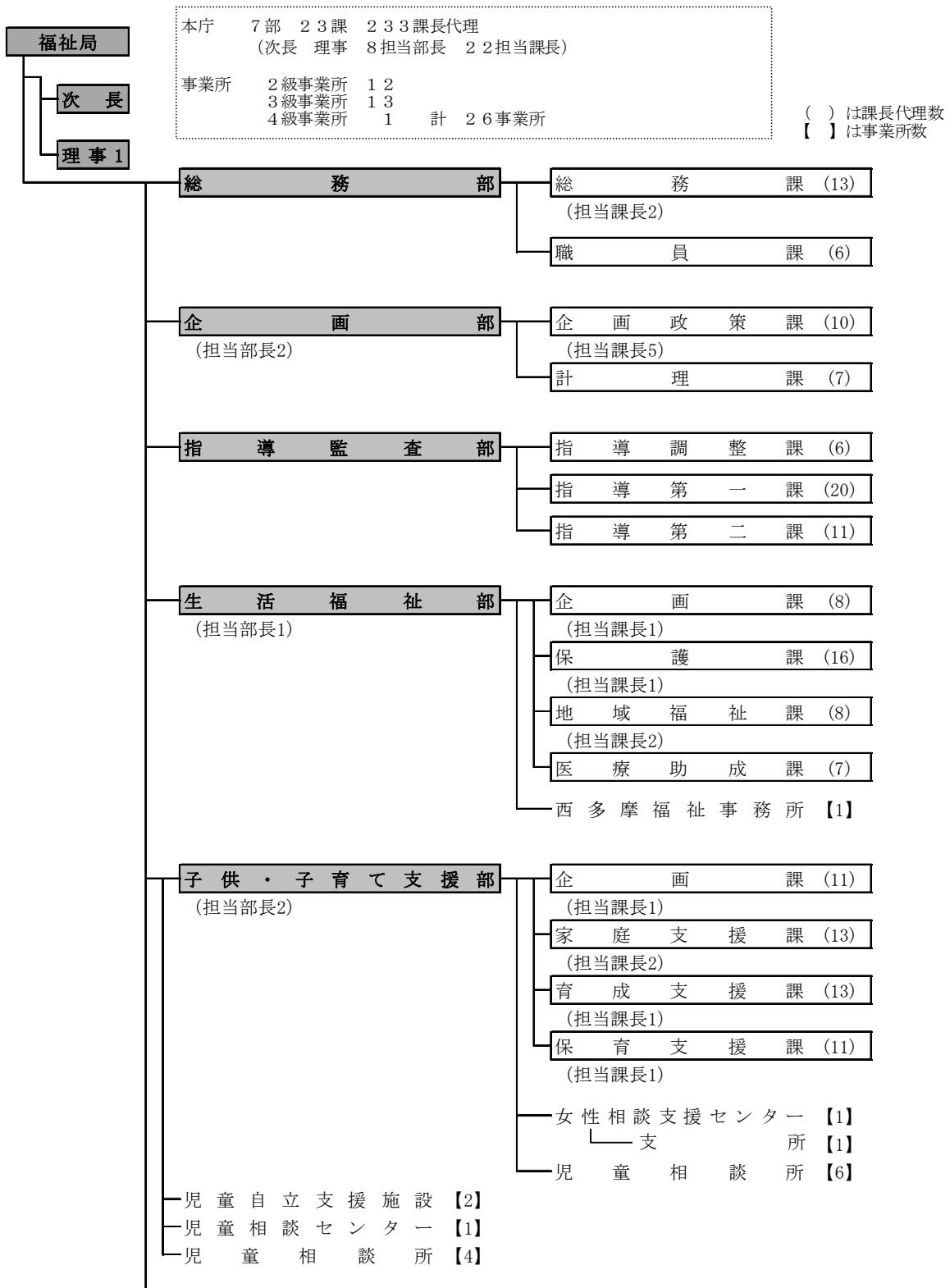
旧福祉保健局では、誰もが、生涯を通じて、安全・安心に暮らし続けることができるよう、都民の生命と健康を守り、地域での自立を支える新しい福祉を実現することを理念として、福祉・保健・医療施策を一体的に推進してきた。

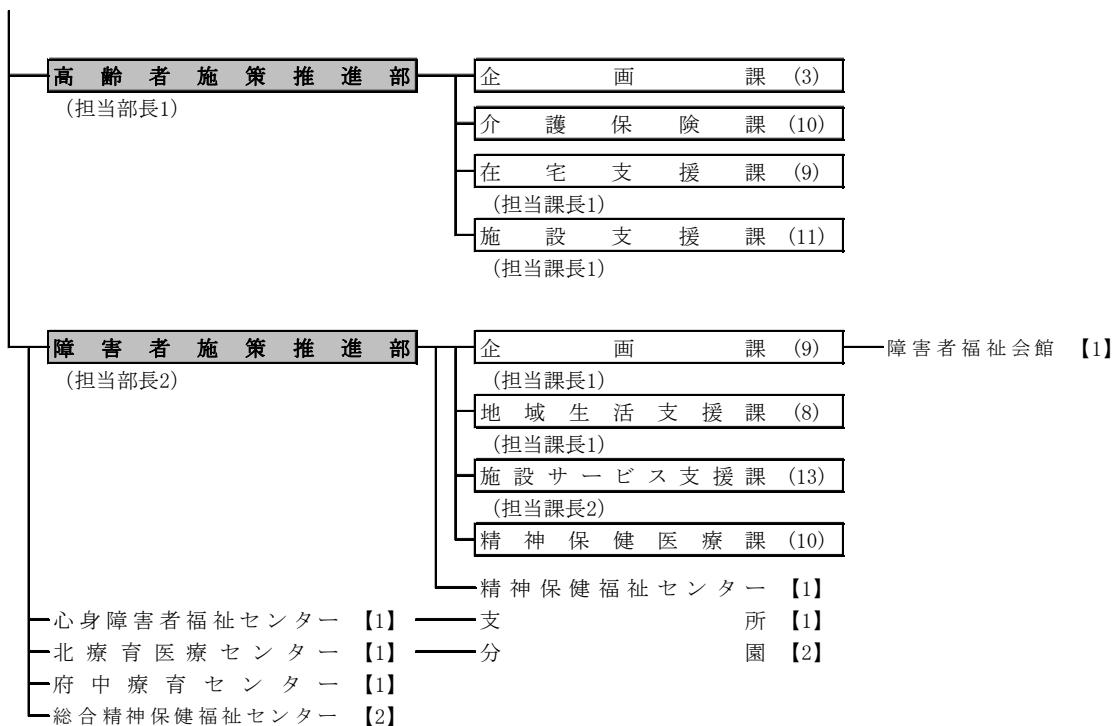
令和5年7月の局再編後も、福祉、保健医療の専門性を両局が高度に発揮することに加え、母子保健・子育て支援、精神障害者や医療的ケア児への支援、新興感染症等への対応、自殺総合対策など分野横断的な課題に対応するため、両局に跨る政策課題の企画立案・総合調整を行う部門を中心に、これまで培った知見やノウハウを継承しつつ、両局が緊密に連携して対応する体制を整えている。

上記の局間連携に当たり、「顔の見える関係づくり」を図っている。具体的には、ライン部長会や事業所長会等を両局合同で開催するほか、企画立案・意思決定を担う両局の総務部・企画部では、予算編成などについて情報共有及び意識合わせを行うため、定期的に両局連携ミーティングを実施する等の取組を行っている。



3 福祉局組織一覧表（令和6年6月1日現在）





4 福祉局各課の分掌事務（東京都組織規程第26条）

総務部

総務課

- 一 局所属職員（課長及びこれに準ずる職以上の職にある者に限る。）の人事に関すること。
- 二 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。
- 三 局の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 局事務事業の管理改善に関すること。
- 五 局事務事業の広報及び広聴に関すること。
- 六 局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。
- 七 局の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。
- 八 局事務事業に係る調査及び統計に関すること。
- 九 社会福祉情報の収集及び管理に関すること。
- 十 局の契約に関すること。
- 十一 局の財産及び物品の管理並びに工事に関すること。
- 十二 監査及び検査の連絡調整に関すること。
- 十三 局内他の部及び課に属しないこと。

職員課

- 一 局の組織及び定数に関すること。
- 二 局所属職員の人事（課長及びこれに準ずる職以上の職にある者に係るもの除く。）及び給与に関すること。
- 三 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 四 局所属職員の安全衛生に関すること。
- 五 東京都職員研修規則第四条の規定に基づく研修に関すること。
- 六 医療従事者等の教育訓練に関する事（他の局及び部に属するものを除く。）。

企画部

企画政策課

- 一 局事務事業の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 社会福祉の研究に関すること。
- 三 東京都社会福祉審議会に関すること。
- 四 局事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 五 社会福祉に係る区市町村との連絡及び調整に関すること。
- 六 局の所管に係る政策連携団体等の指導、監督等に関すること。

計理課

- 一 局の予算、決算及び会計（他の課に属するものを除く。）に関すること。
- 二 局事務事業の進行管理に関すること。
- 三 局事務事業の行政評価の実施に関すること。

指導監査部

指導調整課

- 一 部所管事業の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 社会福祉法人の認可に関すること。
- 三 局の所管に係る社会福祉法人等の指導検査及び運営指導の総合的な調整等に関すること。
- 四 福祉サービスの第三者評価に関すること。
- 五 部内他の課に属しないこと。

指導第一課

- 一 介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護を行う施設の指導検査に関すること。
- 二 介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護を行う施設を経営する事業者の指導検査に関すること。
- 三 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護医療院の指導検査に関する

こと。

- 四 指定介護機関の指導検査に関すること。
- 五 養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームの指導検査に関すること。
- 六 その他高齢者福祉サービスの指導検査に関すること。
- 七 指定障害者支援施設等及びこれらを経営する事業者の指導検査に関すること。
- 八 指定障害福祉サービス事業者等の指導検査に関すること。
- 九 生活保護法に基づく指定医療機関及び医療保護施設の指導検査に関すること。
- 十 保護施設及び宿泊所等の指導検査に関すること。
- 十一 保護施設及び宿泊所等を経営する社会福祉法人等の指導検査に関すること。

指導第二課

- 一 児童福祉施設及び女性自立支援施設等の指導検査に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 二 児童福祉施設及び女性自立支援施設等を経営する社会福祉法人等の指導検査に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- 三 施設を経営しない社会福祉法人等の指導検査に関すること。
- 四 保育の業務を目的とする施設及び事業であつて認可を受けていないもの（認可を取り消されたものを含む。）の指導監督に関すること。

生活福祉部

企画課

- 一 部所管事業の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 災害救助に関すること（他の局及び部に属するものを除く。）。
- 三 復員事務に関すること。
- 四 旧軍人、準軍人及び軍属の身上及び恩給に関すること。
- 五 戦傷病者戦没者遺族等に関すること。
- 六 戦没者の叙勲に関すること。
- 七 福祉のまちづくりに関すること。
- 八 東京都福祉のまちづくり推進協議会に関すること。

- 九 引揚者の援護に関すること。
- 十 未帰還者留守家族等援護法の施行に関すること。
- 十一 西多摩福祉事務所に関すること。
- 十二 部内他の課に属しないこと。

保 護 課

- 一 生活保護法の施行に関すること。
- 二 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- 三 墓地、埋葬等に関する法律第九条の規定による埋葬又は火葬の費用の負担に関するこ
と。
- 四 保護施設及び宿泊所の運営指導に関すること。
- 五 保護施設及び宿泊所を経営する社会福祉法人等の運営指導に関すること。
- 六 生活保護法に基づく援護及び措置の実施機関又は実施者の指導検査に関するこ
と。
- 七 福祉事務所との連絡調整に関すること。
- 八 路上生活者対策に関すること。
- 九 山谷対策に関すること。
- 十 城北労働・福祉センターに関すること（他の局に属するものを除く。）。

地域福祉課

- 一 生活困窮者自立支援法の施行に関すること。
- 二 低所得者等の福祉に関すること。
- 三 多重債務者対策に関すること。
- 四 地域福祉活動の推進に関すること。
- 五 民間社会福祉事業の振興に関すること。
- 六 施設を経営しない社会福祉法人等に対する助成及び運営指導に関するこ
と（他の部に属
するものを除く。）。
- 七 福祉サービスの利用支援に関すること。
- 八 民生委員及び児童委員に関すること。
- 九 ひきこもり等支援施策に関すること。

- 十 福祉人材対策に関すること。
- 十一 社会福祉事業従事者の訓練に関すること。
- 十二 社会福祉主事の養成機関及び講習会並びに社会福祉士及び介護福祉士の養成施設の指定、監督等に関すること。
- 十三 介護員養成研修等の指定に関すること。

医療助成課

- 一 医療費の助成に関すること（他の局及び部に属するものを除く。）。

子供・子育て支援部

企画課

- 一 児童福祉施策の総合的な企画、立案及び調整に関すること。
- 二 東京都児童福祉審議会に関すること。
- 三 東京都子供・子育て会議に関すること。
- 四 次世代育成支援対策推進法による地域行動計画に関すること。
- 五 子ども・子育て支援法による子ども・子育て支援事業支援計画に関すること。
- 六 部内他の課に属しないこと。

家庭支援課

- 一 児童と子育て家庭の支援に関すること（他の局、部及び課に属するものを除く。）。
- 二 児童の健全育成及び児童厚生施設に関すること（他の局に属するものを除く。）。
- 三 児童相談所に関すること。
- 四 母子保健法の施行に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 五 児童福祉法による結核児の療育給付及び小児慢性特定疾病の医療給付に関すること。
- 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療（育成医療に限る。）に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 七 児童福祉法による助産施設への妊産婦の入所に関すること。
- 八 前号に掲げる施設の設置の認可に関すること。
- 九 児童福祉法による身体障害児の療育指導に関すること。

十 母体保護法の施行に関すること。

育成支援課

- 一 児童、ひとり親家庭及び女性の福祉に関すること。
- 二 要保護児童の育成に関すること。
- 三 母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金の貸付けに関すること。
- 四 里親に関すること。
- 五 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設の運営指導に関すること。
- 六 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設の業務を目的とする施設であつて認可を受けていないもの（認可を取り消されたものを含む。）の指導監督に関すること。
- 七 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設を経営する社会福祉法人等の運営指導に関すること。
- 八 女性相談支援センター並びに東京都児童養護施設及び東京都児童自立支援施設に関すること。
- 九 児童扶養手当及び児童手当に関すること。

保育支援課

- 一 保育対策に関すること。
- 二 保育所の運営指導に関すること。
- 三 保育士試験及び保育士養成施設に関すること。
- 四 保育の業務を目的とする施設及び事業であつて認可を受けていないもの（認可を取り消されたものを含む。）の運営指導に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 五 保育所を経営する社会福祉法人等の運営指導に関すること。
- 六 認定こども園に関すること。

高齢者施策推進部

企画課

- 一 高齢者の保健、福祉等の施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 高齢者保健福祉計画（老人福祉計画及び介護保険事業支援計画）に関すること。
- 三 部内他の課に属しないこと。

介護保険課

- 一 介護保険法に規定する保険者の指導及び支援に関すること。
- 二 東京都介護保険財政安定化基金に関すること。
- 三 介護保険法に基づく東京都国民健康保険団体連合会の指導及び監督に関すること。
- 四 東京都介護保険審査会に関すること。
- 五 介護保険特別対策事業に関すること。
- 六 指定居宅サービス事業者の指定に関すること。
- 七 指定居宅サービス事業者の運営指導に関すること。
- 八 指定事業者管理台帳システムの運用及び指定事業者情報提供に関すること。
- 九 介護人材対策事業に関すること（他の部に属するものを除く。）。

在宅支援課

- 一 高齢者の在宅福祉サービスに関すること。
- 二 認知症高齢者の支援等に関すること。

施設支援課

- 一 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護を行う施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等（以下「介護老人福祉施設等」という。）の運営指導に関すること。
- 二 介護老人福祉施設等を経営する事業者の運営指導に関すること（他の部に属するものを除く。）。
- 三 介護老人福祉施設等の整備計画及び整備費補助に関すること。
- 四 介護老人福祉施設等の指定、開設許可、認可等に関すること。

五 板橋キャンパス及び東村山キャンパスの整備等に関すること。

六 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに関すること。

障害者施策推進部

企画課

一 障害者（児）福祉施策の総合的な企画、立案及び調整に関すること。

二 東京都障害者施策推進協議会に関すること。

三 東京都障害者介護給付費等不服審査会及び東京都障害児通所給付費等不服審査会に関すること。

四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関する事項（他の局、部及び課に属するものを除く。）。

五 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に関する事項（他の局、部及び課に属するものを除く。）。

六 障害者の社会参加の推進に関する事項。

七 東京都心身障害者扶養共済制度等に関する事項。

八 障害者福祉会館に関する事項。

九 部内他の課に属しない事項。

地域生活支援課

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事項（他の部及び課に属するものを除く。）。

二 障害者（児）の在宅福祉に関する事項。

三 障害福祉に係る研修に関する事項（他の部及び課に属するものを除く。）。

四 共同生活援助等に関する事項。

五 障害者の就労支援に関する事項（他の局に属するものを除く。）。

施設サービス支援課

一 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法（障害児に係る部分に限る。）の施行に関する事項。

- 二 心身障害者福祉センターに関すること。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療（更生医療に限る。）に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。
- 四 障害者支援施設、障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設の運営指導に関すること。
- 五 前号の施設を経営する社会福祉法人等の運営指導に関すること。
- 六 障害児入所施設及び障害児通所支援事業を目的とする施設であつて認可を受けていないものの指導監督に関すること。
- 七 前号に掲げる施設の設置の認可に関すること。
- 八 障害者支援施設等の建設に関すること。
- 九 東京都障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う事業所（都が設置するものに限る。）、東京都福祉型障害児入所施設、療育医療センター及び療育センターに関すること。
- 十 重症心身障害児（者）施設入所等選考委員会に関すること。
- 十一 在宅心身障害児（者）に対する療育支援等に関すること。

精神保健医療課

- 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関すること。
- 二 東京都地方精神保健福祉審議会に関すること。
- 三 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律の施行に関すること。
- 四 総合精神保健福祉センター及び精神保健福祉センターに関すること。
- 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。
- 六 精神障害者社会復帰対策に関すること。
- 七 心神喪失者等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行に関すること。
- 八 発達障害者支援法の施行に関すること。
- 九 高次脳機能障害者の支援に関すること。
- 十 精神保健福祉士法の施行に関すること。

5 福祉局職員定数

2,949人 (令和6年6月1日現在)

(単位：人)

区分	職種別					配置別		合計
	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能労務系	本 庁	事業所	
総務部	60	0	8	0	0	68	0	68
企画部	51	0	1	0	0	52	0	52
指導監査部	93	0	0	1	0	94	0	94
生活福祉部	137	1	1	1	0	123	17	140
子供・子育て支援部	318	1,082	1	30	2	152	1,281	1,433
高齢者施策推進部	130	0	0	0	0	130	0	130
障害者施策推進部	241	213	1	570	7	144	888	1,032
合計	1,030	1,296	12	602	9	763	2,186	2,949

6 令和6年度福祉局所管予算

(1) 歳出予算

(単位:千円、%)

区分		令和6年度 当初予算額 A	令和5年度 当初予算額 B	増△減 $C = A - B$	伸び率 $D = C / B$
一般会計	福 祉 費	1,104,502,000	1,051,823,488	52,678,512	5.0
	福祉管理費	7,307,000	6,525,368	781,632	12.0
	生活福祉費	73,917,000	75,014,102	△1,097,102	△1.5
	子供・子育て支援費	482,489,000	480,108,000	2,381,000	0.5
	高齢者施策推進費	262,198,000	231,731,000	30,467,000	13.1
	障害者施策推進費	242,654,000	224,501,000	18,153,000	8.1
	施設整備費	35,937,000	33,944,018	1,992,982	5.9
	諸支出金	150,000	12,128,000	△11,978,000	△98.8
	諸 費	150,000	12,128,000	△11,978,000	△98.8
	計	1,104,652,000	1,063,951,488	40,700,512	3.8
特別会計	母子父子福祉貸付資金会計	7,925,000	6,489,000	1,436,000	22.1
	心身障害者扶養年金会計	3,155,000	3,339,000	△184,000	△5.5
	計	11,080,000	9,828,000	1,252,000	12.7
合 計		1,115,732,000	1,073,779,488	41,952,512	3.9
重複控除		150,636	147,103	3,533	2.4
差引純計		1,115,581,364	1,073,632,385	41,948,979	3.9

※令和5年度当初予算額は、旧福祉保健局予算のうち福祉局分の予算額である。

(2) 歳入予算

(単位：千円、%)

区分	令和6年度 当初予算額 A	令和5年度 当初予算額 B	増△減 $C = A - B$	伸び率 $D = C / B$
一般会計	分担金及負担金	249,004	255,518	△6,514 △2.5
	使用料及手数料	12,661,203	13,026,869	△365,666 △2.8
	国庫支出金	60,230,059	66,709,340	△6,479,281 △9.7
	財産収入	500,499	511,308	△10,809 △2.1
	寄附金	500	500	0 0.0
	繰入金	114,947,540	69,347,693	45,599,847 65.8
	諸収入	8,169,029	18,974,312	△10,805,283 △56.9
	都債	17,593,000	9,819,000	7,774,000 79.2
	計	214,350,834	178,644,540	35,706,294 20.0
母子父子福祉貸付資金会計	事業収入	3,495,027	3,508,960	△13,933 △0.4
	繰入金	150,636	147,103	3,533 2.4
	諸収入	11	11	0 0.0
	繰越金	4,279,326	2,832,926	1,446,400 51.1
	計	7,925,000	6,489,000	1,436,000 22.1
心身障害者扶養年金会計	財産収入	23,000	23,000	0 0.0
	繰入金	3,131,994	3,315,994	△184,000 △5.5
	諸収入	5	5	0 0.0
	繰越金	1	1	0 0.0
	計	3,155,000	3,339,000	△184,000 △5.5
歳入合計	225,430,834	188,472,540	36,958,294	19.6
差引一般財源	890,301,166	885,306,948	4,994,218	0.6

※令和5年度当初予算額は、旧福祉保健局予算のうち福祉局分の予算額である。

7 附属機関

福祉局で所管している附属機関（法律又は条例に基づき設置しているもの）の概要及び令和5年度の開催実績は次のとおりである。

(令和6年4月1日現在)

名 称	根拠規程	内 容	構成員等	令和5年度 開催実績
東京都社会福祉審議会	社会福祉法	社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議する。	学識経験者、公募委員等	総会 2回 部会 8回
東京都福祉のまちづくり推進協議会	東京都福祉のまちづくり条例	都の区域における福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について、知事の諮問に応じ調査審議する。	学識経験者、事業者、関係団体、公募都民、関係行政機関	総会 1回 部会 4回
東京都介護保険審査会	介護保険法	保険給付に関する処分又は保険料その他徴収金に関する処分について、被保険者等からの不服申立てがある場合、処分の違法、不当性の有無を審査し、裁決する。	被保険者、保険者（区市町村）の代表及び公益の代表（医師、弁護士、学識経験者等）	総会 0回 部会 10回
東京都児童福祉審議会	児童福祉法、東京都児童福祉審議会条例	児童、妊産婦及び知的障害者等の福祉に関する事項を調査審議し、知事の諮問に答え関係行政機関に意見を具申する。	都民、事業者、学識経験者、関係団体	総会 1回 部会 35回
東京都子供・子育て会議	子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、東京都子供・子育て会議条例	東京都子供・子育て支援総合計画の評価や変更に関する調査審議及び幼保連携型認定こども園の認可等に関する調査審議等を行う。	都民、事業者、学識経験者、地方公共団体	総会 2回 部会 2回

名 称	根拠規程	内 容	構成員等	令和5年度 開催実績
東京都小児慢性特定疾 病審査会	児童福祉法	小児慢性特定疾病医療費支 給認定の申請があった場合 において、都が支給をしな いこととするとき、当該事 案についての審査を行う。	学識経験者	22回
東京都障害者施策推進 協議会	障害者基本法、 東京都障害者施 策推進協議会条 例	障害者に関する施策の総合 的かつ計画的な推進につい て必要な事項及び関係行政 機関相互の連絡調整を要す る事項を調査審議し、その 施策の実施状況を監視する とともに、知事に意見具申 を行う。	障害者、事業 者、学識経験者 等	総会 2回 部会 7回
東京都地方精神保健福 祉審議会	精神保健及び精 神障害者福祉に 関する法律、東 京都地方精神保 健福祉審議会条 例	精神保健及び精神障害者の 福祉に関する事項を調査審 議する。	学識経験者、医 療関係者、社会 復帰関係者、区 市町村代表者	総会 3回 部会 0回
東京都精神医療審査会	精神保健及び精 神障害者福祉に 関する法律	精神障害者の入院の要否及 び処遇の適否に関する審査 を行う。	学識経験者	総会 1回 合議体96回
東京都障害者介護給付 費等不服審査会	障害者総合支 援法、東京都障 害者介護給付費 等不服審査会条 例	障害者総合支援法第97条の 審査請求の事件を取り扱 う。	学識経験者	総会 1回 部会 1回
東京都障害児通所給付 費等不服審査会	児童福祉法、東 京都障害児通所 給付費等不服審 査会条例	児童福祉法第56条の5の 5の審査請求の事件を取り 扱う。	学識経験者	総会 1回 部会 0回
東京都障害を理由とす る差別解消のための 調整委員会	東京都障害者へ の理解促進及び 差別解消の推進 に関する条例	障害を理由とする差別に 係る事案解決を図るた め、公正中立な調査審議及 びあっせんを行う。	障害者団体代 表、事業者団体 代表、学識経験 者等	委員会1回 小委員会1回

8 事業所・政策連携団体等一覧

(令和6年6月1日現在)

施設名	所在地	電話番号
<u>生活福祉部関係</u>		
西多摩福祉事務所	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1	0428 (22) 9375
<u>子供・子育て支援部関係</u>		
萩山実務学校	〒189-0012 東村山市萩山町1-37-1	042 (341) 6011
誠明学園	〒198-0024 青梅市新町3-72-1	0428 (31) 6146
女性相談支援センター		03 (5261) 3911
多摩支所		042 (524) 1048
児童相談センター	〒169-0074 新宿区北新宿4-6-1	03 (5937) 2305
北児童相談所	〒114-0002 北区王子6-1-12	03 (3913) 5421
品川児童相談所	〒140-0001 品川区北品川3-7-21	03 (3474) 5442
立川児童相談所	〒190-0023 立川市柴崎町2-21-19	042 (523) 1321
杉並児童相談所	〒167-0052 杉並区南荻窪4-23-6	03 (5370) 6001
江東児童相談所	〒135-0051 江東区枝川3-6-9	03 (3640) 5432
小平児童相談所	〒187-0002 小平市花小金井1-31-24	042 (467) 3711
八王子児童相談所	〒193-0931 八王子市台町3-17-30	042 (624) 1141
足立児童相談所	〒123-0845 足立区西新井本町3-8-4	03 (3854) 1181
多摩児童相談所	〒206-0024 多摩市諏訪2-6	042 (372) 5600
練馬児童相談所	〒176-0012 練馬区豊玉北5-28-3	03 (6915) 8253
<u>障害者施策推進部関係</u>		
心身障害者福祉センター		
東京都飯田橋庁舎	〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12階から15階まで	03 (3235) 2946
別館	〒102-0083 千代田区麹町3-7-4 秩父屋ビル1階	
多摩支所	〒186-0003 国立市富士見台2-1-1	042 (573) 3311
障害者福祉会館	〒108-0014 港区芝5-18-2	03 (3455) 6321
北療育医療センター	〒114-0033 北区十条台1-2-3	03 (3908) 3001
城南分園	〒145-0065 大田区東雪谷4-5-10	03 (3727) 0521
城北分園	〒121-0062 足立区南花畠5-10-1	03 (3883) 5131
府中療育センター	〒183-8553 府中市武蔵台2-9-2	042 (323) 5115
中部総合精神保健福祉センター	〒156-0057 世田谷区上北沢2-1-7	03 (3302) 7575
多摩総合精神保健福祉センター	〒206-0036 多摩市中沢2-1-3	042 (376) 1111
精神保健福祉センター	〒110-0004 台東区下谷1-1-3	03 (3844) 2210

施設名	所在地	電話番号
政 策 連 携 団 体 等		
公益財団法人東京都福祉保健財団	〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビル13階、18階、19階	03 (3344) 8511
城北労働・福祉センター	〒111-0021 台東区日本堤2-2-11	03 (3874) 8089
社会福祉法人東京都社会福祉事業団	〒169-0072 新宿区大久保3-10-1-201	03 (5291) 3600
石神井学園	〒177-0045 練馬区石神井台3-35-23	03 (3996) 4191
小山児童学園	〒203-0041 東久留米市野火止2-22-26	042 (471) 0041
船形学園	〒294-0056 千葉県館山市船形1377	0470 (27) 2921
八街学園	〒289-1103 千葉県八街市八街に151	043 (443) 1021
勝山学園	〒299-2115 千葉県安房郡鋸南町下佐久間1469	0470 (55) 0541
片瀬学園	〒251-0032 神奈川県藤沢市片瀬4-9-38	0466 (22) 4464
七生福祉園	〒191-0042 日野市程久保843	042 (591) 0049
東村山福祉園	〒189-0012 東村山市萩山町1-35-1	042 (343) 8141
千葉福祉園	〒299-0241 千葉県袖ヶ浦市代宿8番地	0438 (62) 2711
八王子福祉園	〒192-0153 八王子市西寺方町76番地	042 (651) 4111
立川療護園 はごろもの音	〒190-0021 立川市羽衣町2-63-3	042 (512) 7401
希望の郷 東村山	〒189-0012 東村山市萩山町1-35-1	042 (312) 1244
地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター	〒173-0015 板橋区栄町35-2	03 (3964) 1141

9 福祉局所管の主な法定計画等

計画名	策 定	計画期間	掲載
第二期東京都地域福祉支援計画	令和3年12月 (令和6年3月中間見直し)	令和3年度～令和8年度	P 70
東京都福祉のまちづくり推進計画	令和6年3月	令和6年度～令和10年度	P 70
東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）	令和2年3月 (令和5年3月中間見直し)	令和2年度～令和6年度	P 102
東京都ひとり親家庭自立支援計画（第4期）	令和2年3月	令和2年度～令和6年度	P 103
東京都社会的養育推進計画	令和2年3月	令和2年度～令和11年度	P 104
困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画	令和6年3月	令和6年度～令和10年度	P 105
東京都高齢者保健福祉計画（第9期）	令和6年3月	令和6年度～令和8年度	P 162
高齢者の居住安定確保プラン	令和3年3月改定 (令和6年3月中間見直し)	令和3年度～令和8年度	P 162
東京都障害者・障害児施策推進計画	令和6年3月	令和6年度～令和8年度	P 193
東京都アルコール健康障害対策推進計画	令和6年3月	令和6年度～令和7年度	P 194
東京都ギャンブル等依存症対策推進計画	令和4年12月	令和4年度～令和6年度	P 194

10 福祉局重要施策

都は、これまで、利用者本位の新しい福祉及び患者中心の医療の実現に向けて、改革に取り組んできた。しかし、人口減少社会が現実のものとなり、本格的な少子高齢社会を迎えるなど、時代は大きな転換点にあり、これまでの改革を更に推進していくため、平成18年2月、「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定した。これは、福祉と保健医療の両分野を貫く、初めての基本方針であり、分野別計画の策定・推進の基本となるものである。このビジョンでは、誰もが自ら積極的に健康づくりに取り組み、就労や地域生活への移行など「その人らしい自立」にチャレンジし、必要なサービスを選択し利用しながら地域の中で主体的に生活できる社会を構築する「新しい自立」の実現を目指している。

「福祉・健康都市 東京ビジョン」策定から10年以上が経過し、その間、国においては、社会保障制度に関する改革が進められてきた。一方、福祉サービスを支える人材の確保が困難になっていることや、受動喫煙による健康影響、新型インフルエンザ、デング熱、新型コロナウイルス感染症の発生など、福祉・保健・医療をめぐる課題が継続的に発生している。

このような、様々な社会環境の変化に対応しながら、積極的な事業展開を図るため、「福祉・健康都市 東京ビジョン」の基本方針を継承し、令和6年度に展開する重点施策を盛り込んだ「東京の福祉保健2024 分野別取組」を取りまとめている。

今後とも、社会経済環境の変化や災害等の緊急・突発的な事態にも対応しながら、これまで培った福祉・保健・医療の連携を継承し、将来世代にわたって信頼できる福祉・保健・医療施策を積極的に展開していく。

分野別事業展開

令和6年度に展開する主な施策

子供家庭分野

地域で安心して子供を産み育てられる社会を目指します

- 1 こども基本条例を踏まえ、子供目線に立った施策を推進します
- 2 保育サービスの充実に向けた取組を推進します
- 3 妊娠期からの切れ目のない子育て支援を推進します
- 4 特に支援を必要とする子供や家庭への対応を強化します

高齢者分野

高齢者が健康で自分らしく暮らせる社会を目指します

- 1 住み慣れた地域での継続した生活を支える地域包括ケアシステムを深化・推進します
- 2 高齢者の多様なニーズに対応する施設や住まいを確保します
- 3 認知症施策を総合的に推進します
- 4 介護人材等の確保・定着・育成を支援します

障害者分野

障害者がいきいきと暮らせる社会の実現を目指します

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します
- 2 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します
- 3 保健・医療・福祉等が連携した支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します
- 4 障害者の自立に向けた就労促進策を推進します

生活福祉分野

都民の生活を支える取組を推進します

- 1 低所得者・離職者等の生活の安定に向けた支援を進めます
- 2 地域生活課題への対応に向けた取組を進めます
- 3 福祉人材の確保・定着・育成への取組を充実します
- 4 ユニバーサルデザインの考え方方に立ったまちづくりを進めます

横断的取組

広域的な自治体としての役割を着実に果たします

- 1 サービスの「信頼確保」と「質の向上」を推進します
- 2 区市町村の主体的な施策展開を支援します
- 3 新たな時代に合わせた都立施設改革を推進します

横断的取組

福祉・保健・医療における様々な施策を総合的に支援します

- 1 福祉・保健・医療分野におけるDXを推進します
- 2 福祉人材確保対策を総合的に推進します
- 3 福祉・保健・医療分野における防災対策を推進します

11 福祉保健を取り巻く現状

人口、平均余命、出生、死亡の面から見た都民の現状は以下のとおりである。

(1) 人口のあらまし

令和5年10月1日現在の東京都の推計人口（総務局統計部）は、表1-1から表1-3までのとおりで、14,099,993人を数え、令和4年同月の人口と比べ59,261人増加した。

ア 性別

令和5年の人口を男女別に見ると、男6,915,965人、女7,184,028人で、令和4年と比べて男は27,305人増加し、女も31,956人増加した。（表1-1）

表1-1 人口推移

（各年10月1日現在）

年次	総 数				男		女	
	人 口 (人)	対前回 増減数 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)	人 口 (人)	構成比 (%)	人 口 (人)	構成比 (%)
昭和45年	11,408,071	538,827	5.0	100.0	5,801,009	50.9	5,607,062	49.1
50	11,673,554	265,483	2.3	100.0	5,913,373	50.7	5,760,181	49.3
55	11,618,281	△55,273	△0.5	100.0	5,856,280	50.4	5,762,001	49.6
60	11,829,363	211,082	1.8	100.0	5,955,029	50.3	5,874,334	49.7
平成2年	11,855,563	26,200	0.2	100.0	5,969,773	50.4	5,885,790	49.6
7	11,773,605	△42,226	△0.4	100.0	5,892,704	50.1	5,880,901	49.9
12	12,064,101	120,053	1.0	100.0	6,028,562	50.0	6,035,539	50.0
17	12,576,601	124,635	1.0	100.0	6,264,895	49.8	6,311,706	50.2
22	13,159,388	170,591	1.3	100.0	6,512,110	49.5	6,647,278	50.5
27	13,515,271	355,883	2.7	100.0	6,666,690	49.3	6,848,581	50.7
*28	13,636,222	120,951	0.9	100.0	6,723,887	49.3	6,912,335	50.7
*29	13,742,906	106,684	0.8	100.0	6,769,931	49.3	6,972,975	50.7
*30	13,843,403	100,497	0.7	100.0	6,811,987	49.2	7,031,416	50.8
*令和元年	13,942,856	99,453	0.7	100.0	6,854,976	49.2	7,087,880	50.8
2	14,047,594	104,738	0.8	100.0	6,898,388	49.1	7,149,206	50.9
*3	14,011,487	△36,107	△0.3	100.0	6,875,887	49.1	7,135,600	50.9
*4	14,040,732	29,245	0.2	100.0	6,888,660	49.1	7,152,072	50.9
*5	14,099,993	59,261	0.4	100.0	6,915,965	49.0	7,184,028	51.0

（注）*印の年次は、総務局統計部の推計人口、その他は国勢調査人口である。

イ 地域別

令和5年の人口・構成比を区市郡島部別に見ると、区部9,783,988人（69.4%）、市部4,238,489人（30.1%）、郡部54,148人（0.4%）、島部23,368人（0.2%）で、令和4年と比べると、区部は63,599人（0.7%）増加し、市部は3,485人（0.1%）、郡部は488人（0.9%）、島部は365人（1.5%）減少した。（表1-2）

表1－2 区市郡島部別人口の推移

年次	総 数				区 部			
	人 口 (人)	対前回 増減数 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)	人 口 (人)	対前回 増減数 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)
昭和45年	11,408,071	538,827	5.0	100.0	8,840,942	△52,152	△0.6	77.5
50	11,673,554	265,483	2.3	100.0	8,646,520	△194,422	△2.2	74.1
55	11,618,281	△55,273	△0.5	100.0	8,351,893	△294,627	△3.4	71.9
60	11,829,363	211,082	1.8	100.0	8,354,615	2,722	0.0	70.6
平成2年	11,855,563	26,200	0.2	100.0	8,163,573	△191,042	△2.3	68.9
7	11,773,605	△42,226	△0.4	100.0	7,967,614	△54,329	△0.7	67.7
12	12,064,101	120,053	1.0	100.0	8,134,688	85,206	1.1	67.4
17	12,576,601	124,635	1.0	100.0	8,489,653	98,686	1.2	67.5
22	13,159,388	170,591	1.3	100.0	8,945,695	143,628	1.6	68.0
27	13,515,271	355,883	2.7	100.0	9,272,740	327,045	3.7	68.6
*28	13,636,222	120,951	0.9	100.0	9,375,279	102,539	1.1	68.8
*29	13,742,906	106,684	0.8	100.0	9,467,490	92,211	1.0	68.9
*30	13,843,403	100,497	0.7	100.0	9,555,919	88,429	0.9	69.0
*令和元年	13,942,856	99,453	0.7	100.0	9,644,079	88,160	0.9	69.2
2	14,047,594	104,738	0.8	100.0	9,733,276	89,197	0.9	69.3
*3	14,011,487	△36,107	△0.3	100.0	9,691,689	△41,587	△0.4	69.2
*4	14,040,732	29,245	0.2	100.0	9,720,389	28,700	0.3	69.2
*5	14,099,993	59,261	0.4	100.0	9,783,988	63,599	0.7	69.4

(注) *印の年次は、総務局統計部の推計人口、その他は国勢調査人口である。

ウ 年齢階級別人口

令和5年の人口を年齢3区分別、すなわち年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老人人口（65歳以上）で見ると、年少人口は1,513,000人で総数に占める構成割合は10.7パーセント、生産年齢人口は9,369,000人で66.5パーセント、また老人人口は3,205,000人で22.8パーセントとなっている。（表1－3）

(各年10月1日現在)

市 部				郡 部				島 部			
人 口 (人)	対前回 増減数 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)	人 口 (人)	対前回 増減数 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)	人 口 (人)	対前回 増減数 (人)	増減率 (%)	構成比 (%)
2,320,259	872,253	60.2	20.3	213,603	△278,949	△56.6	1.9	33,267	△2,325	△6.5	0.3
2,893,763	573,504	24.7	24.8	99,284	△114,319	△53.5	0.9	33,987	720	2.2	0.3
3,119,999	226,236	7.8	26.9	112,715	13,431	13.5	1.0	33,674	△313	△0.9	0.3
3,317,059	197,060	6.3	28.0	124,102	11,387	10.1	1.0	33,587	△87	△0.3	0.3
3,526,027	208,968	6.3	29.7	133,627	9,525	7.7	1.1	32,336	△1,251	△3.7	0.3
3,712,682	33,995	0.9	31.5	61,232	△22,288	△26.7	0.5	32,077	396	1.2	0.3
3,841,419	39,269	1.0	31.8	60,354	△592	△1.0	0.5	27,640	△3,830	△12.2	0.2
3,998,901	23,692	0.6	31.8	59,303	△464	△0.8	0.5	28,744	2,100	7.3	0.2
4,127,128	26,764	0.7	31.4	58,750	110	0.2	0.4	27,815	89	0.3	0.2
4,157,706	30,578	0.7	30.8	58,334	△416	△0.7	0.4	26,491	△1,324	△4.8	0.2
4,176,760	19,054	0.5	30.6	58,099	△235	△0.4	0.4	26,084	△407	△1.5	0.2
4,191,915	15,155	0.4	30.5	57,765	△334	△0.6	0.4	25,736	△348	△1.3	0.2
4,204,871	12,956	0.3	30.4	57,189	△576	△1.0	0.4	25,424	△312	△1.2	0.2
4,217,121	12,250	0.3	30.2	56,594	△595	△1.0	0.4	25,062	△362	△1.4	0.2
4,234,381	17,260	0.4	30.1	55,476	△1,118	△2.0	0.4	24,461	△601	△2.4	0.2
4,240,673	6,292	0.1	30.3	55,015	△461	△0.8	0.4	24,110	△351	△1.4	0.2
4,241,974	1,301	0.0	30.2	54,636	△379	△0.7	0.4	23,733	△377	△1.6	0.2
4,238,489	△3,485	△0.1	30.1	54,148	△488	△0.9	0.4	23,368	△365	△1.5	0.2

表1－3 年齢(3区分)別人口

年次	年 少 人 口 (0~14歳)		生 産 年 齢 人 口 (15~64歳)		老 年 人 口 (65歳以上)	
	人 口 (人)	構成割合 (%)	人 口 (人)	構成割合 (%)	人 口 (人)	構成割合 (%)
昭和45年	2,400,630	21.0	8,146,630	73.8	590,811	5.2
50	2,564,449	22.0	8,360,219	71.7	731,808	6.3
55	2,393,687	20.6	8,308,563	71.6	894,961	7.7
60	2,125,337	18.0	8,638,299	73.1	1,055,850	8.9
平成2年	1,727,479	14.7	8,790,525	74.7	1,244,026	10.6
7	1,499,126	12.8	8,705,099	74.2	1,530,695	13.0
12	1,420,919	11.8	8,685,878	72.3	1,910,456	15.9
17	1,424,667	11.5	8,695,592	70.0	2,295,527	18.5
22	1,477,371	11.4	8,850,225	68.2	2,642,231	20.4
27	1,518,130	11.5	8,734,155	65.9	3,005,516	22.7
*28	1,535,000	11.3	8,969,000	65.8	3,120,000	22.9
*29	1,542,000	11.2	9,021,000	65.6	3,160,000	23.0
*30	1,550,000	11.2	9,084,000	65.7	3,189,000	23.1
*令和元年	1,553,000	11.2	9,158,000	65.8	3,209,000	23.1
2	1,566,840	11.5	8,944,193	65.7	3,107,822	22.8
*3	1,553,000	11.1	9,255,000	66.1	3,202,000	22.9
*4	1,535,000	10.9	9,301,000	66.3	3,202,000	22.8
*5	1,513,000	10.7	9,369,000	66.5	3,205,000	22.8

(注) 1 各年次とも年齢不詳を除く。

2 *は総務省統計局の人口推計による。それ以外は国勢調査による。

(2) 都民の平均余命、出生、死亡の現状

ア 平均余命（表1-4-①, ②）

(ア) 0歳の平均余命

我が国の0歳の平均余命（平均寿命）は男81.56年、女87.71年である。昭和45年の男69.31年、女74.66年と比べ、50年間で男女とも12～13年程度伸びている。都道府県別で見ると、東京都は男が81.77年で第14位、女が87.86年で第17位になっている。

(イ) 65歳の平均余命

65歳に到達した者あと何年生きられるかを見ると、昭和45年の男12.50年、女15.34年に比べ、令和2年には男19.97年、女24.88年と、高齢期が長くなっている。

東京都は男が19.89年で全国第27位、女が24.93年で全国第17位となっている。

表1-4-① 平均余命 (単位:年)

指標	首都圏				中京圏	近畿圏	
	東京都		埼玉県	千葉県		大阪府	兵庫県
	総数	区部					
0歳平均余命 男	81.77	81.54	81.44	81.45	82.04	81.77	80.81
女	87.86	87.79	87.31	87.50	87.89	87.52	87.37
65歳平均余命 男	19.89	19.65	19.79	19.95	20.23	19.87	19.35
女	24.93	24.87	24.55	24.72	24.99	24.58	24.55

資料：「令和2年都道府県別生命表」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）

表1-4-② 平均寿命と65歳平均余命の推移（全国） (単位:歳・年)

	昭和45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年
平均寿命(男性)	69.31	71.73	73.35	74.78	75.92	76.38	77.72	78.56	79.55	80.75	81.56
平均寿命(女性)	74.66	76.89	78.76	80.48	81.90	82.85	84.60	85.52	86.30	86.99	87.71
65歳平均余命(男性)	12.50	13.72	14.56	15.52	16.22	16.48	17.54	18.13	18.74	19.41	19.97
65歳平均余命(女性)	15.34	16.56	17.68	18.94	20.03	20.94	22.42	23.19	23.80	24.24	24.88

資料：「第23回生命表（令和2年）」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）

イ 出生（表1-5）

我が国の出生数は、昭和46年～49年の第二次ベビーブームの後、昭和50年以降は毎年減少し続け、平成3年以降は増加と減少を繰り返している。

東京都においても同様の傾向にあり、平成18年から連続して増加していたが、平成23年は減少し、平成24年以降は4年連続で増加したが、平成28年から再び減少している。

ウ 合計特殊出生率（表1-5）

全国及び東京都とも昭和47年から低下傾向を示していたが、平成18年以降、連続して上昇傾向が続いている。東京都は平成23年には低下し、平成24年から再び上昇したが、令和5年は0.99で平成29年より再び低下している。全国は1.20で、平成28年より再び低下している。

表1-5 出生数・合計特殊出生率

年 次	出 生 数 (人)		合計特殊出生率	
	全 国	東京都	全 国	東京都
昭和40年	1,823,697	225,492	2.14	2.00
50	1,901,440	186,701	1.91	1.63
60	1,431,577	126,178	1.76	1.44
平成7年	1,187,064	96,823	1.42	1.11
12	1,190,547	100,209	1.36	1.07
17	1,062,530	96,542	1.26	1.00
22	1,071,305	108,135	1.39	1.12
23	1,050,807	106,027	1.39	1.06
24	1,037,232	107,401	1.41	1.09
25	1,029,817	109,986	1.43	1.13
26	1,003,609	110,629	1.42	1.15
27	1,005,721	113,194	1.45	1.24
28	977,242	111,964	1.44	1.24
29	946,146	108,990	1.43	1.21
30	918,400	107,150	1.42	1.20
令和元年	865,239	101,818	1.36	1.15
2	840,835	99,661	1.33	1.12
3	811,622	95,404	1.30	1.08
4	770,759	91,097	1.26	1.04
5	727,277	86,347	1.20	0.99

資料：令和5年以外の数値………「令和4年人口動態統計」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）

令和5年の数値……………「令和5年人口動態統計月報年計（概数）の概況」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）

エ 死 亡（表1-6）

我が国の年間死亡数は、昭和23年に100万人を割り、昭和30年までに急速に減少を続けた。

昭和50年代後半から増加傾向となり、平成15年からは100万人を超える、令和4年に150万人台となつた。

(ア) 死亡率

東京都の死亡率は、人口10万対1020.1で全国の1300.3と比べかなり低率である。全国で最も低くなっている。

(イ) 乳児死亡率

東京都の乳児死亡数（生後1年未満の死亡数）は134人、率は出生千対1.6で、全国は1.8となっている。

(ウ) 主要死因

主要死因の死亡割合を全国と比較すると次のとおりである。

a 悪性新生物

この死因は、年々死亡数が増えており、全国では脳血管疾患に替わって、昭和56年に初めて死因順位の第1位となったが、東京都では昭和52年から第1位を占めている。東京都の悪性新生物による死亡数は、34,266人、死亡率（人口10万対）254.8で全死亡の25.0パーセントを占めている。

b 心疾患

この死因は、全国で脳血管疾患に替わって昭和60年に初めて第2位となった。東京都においても昭和60年から第2位を占めており、死亡数は20,131人、死亡率149.7、全死亡の14.7パーセントとなっている。

c 老衰

この死因は、全国では昭和22年をピークに減少傾向が続いたが、平成13年以降死亡数・死亡率ともに増加し、平成30年に脳血管疾患に替わり第3位となった。東京都においても昭和28年をピークに死亡率の減少傾向が続いたが、平成13年以降死亡数・死亡率ともに増加し、平成30年に脳血管疾患に替わり第3位となり、死亡数は17,509人、死亡率は130.2で全死亡の12.8パーセントとなっている。

(イ) 周産期死亡率

周産期死亡率は1950年（昭和25年）、WHOによって提唱されて以来、母子保健の重要指標の一つとなった。

東京都の周産期死亡率は出産千対3.1、全国は3.3となっている。

才死産（表1-6）

東京都の死産数は1,937胎、率は出産千対21.9で全国は20.9となっている。

表1-6 死亡数・率及び死産数・率
(単位：人)

指標	全国	首都圏					中京圏	近畿圏		
		東京都		埼玉県	千葉県	神奈川県		大阪府	兵庫県	
		総数	区部							
死亡数	1,575,936	137,177	90,443	83,579	72,914	98,737	80,550	104,971	66,169	
率(人口10万対)	1,300.3	1,020.1	924.4	1,175.0	1,199.0	1,100.7	1,119.5	1,236.7	1,261.1	
(再掲)悪性新生物	382,492	34,266	22,755	21,009	18,291	25,102	20,427	26,727	16,558	
率(人口10万対)	315.6	254.8	232.6	295.4	300.8	279.8	283.9	314.9	315.6	
(再掲)心疾患	231,056	20,131	13,283	12,638	11,220	14,783	9,413	16,877	9,837	
率(人口10万対)	190.7	149.7	135.8	177.7	184.5	164.8	130.8	198.8	187.5	
(再掲)老衰	189,912	17,509	11,477	9,338	8,062	14,309	11,184	9,981	7,668	
率(人口10万対)	156.7	130.2	117.3	131.3	132.6	159.5	155.4	117.6	146.1	
(再掲)自殺	21,016	2,190	1,482	1,292	1,023	1,404	1,149	1,555	929	
率(人口10万対)	17.3	16.3	15.1	18.2	16.8	15.7	16.0	18.3	17.7	
乳児死亡数	1,325	134	93	69	74	111	90	119	43	
率(出生千対)	1.8	1.6	1.5	1.6	2.1	2.1	1.9	2.2	1.3	
周産期死亡数	2,403	265	185	135	132	193	152	181	85	
率(出産千対)	3.3	3.1	3.0	3.2	3.7	3.6	3.1	3.3	2.6	
死産数	15,532	1,937	1,438	954	775	1,190	924	1,101	600	
率(出産千対)	20.9	21.9	22.5	22.2	21.3	21.6	18.7	19.5	18.1	

資料：「令和5年人口動態統計月報年計（概数）の概況」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）

(3) 都民等への広報及び広聴活動

ア 広報物の発刊

都民や事業者等が、保健・医療・福祉に関する情報を一体的に入手できるよう、保健医療局と連携して広報物を作成している。

(ア) 「東京の福祉保健」の発行（昭和57年度事業開始）（所管：保健医療局）

都の福祉・保健・医療施策の現状と課題、各分野の事業内容を分かりやすく説明して、都民等の一層の理解と協力を得るために発行している。

a 発行部数等

年1回35,000部発行、A4判、100ページ（表紙・裏表紙除く。）

b 配布先

都民、区市町村、福祉・保健・医療関係機関等

なお、視覚障害者向けに音声版（1,658組）を、外国人向けに英語版（500部）を発行している。

(イ) 「社会福祉の手引」の発行（昭和40年度事業開始）（所管：福祉局）

都民や事業者等に、福祉・保健・医療に関する各種事業や社会福祉関係の窓口及び制度等を紹介するためのハンドブックとして発行している（実績等は「2023社会福祉の手引」）。

a 発行部数等

年1回25,795部発行、A5判、376ページ、DAISY版401本

b 無償配布

区市町村（ケースワーカー、各種相談員等）、民生委員・児童委員、社会福祉法人、図書館、社会福祉関係学校等に23,987部を配布している。

c 有償頒布

都民情報ルームにて1,808部を販売している。

(ウ) 「月刊福祉保健」の発行（所管：福祉局）

都民や福祉・保健・医療関係者等に、福祉局・保健医療局の事業やタイムリーな話題を紹介している。月1回ウェブ版を発行し、福祉局ホームページに掲載、保健医療局ホームページからも閲覧可能。

イ ホームページの運営

都における福祉の最新情報を迅速かつ網羅的に都民に提供している。

ホームページアドレス <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

ウ 「都民の声」の窓口設置と福祉局事業への反映

都民から寄せられる福祉局事業に関連する苦情、要望、提言、意見等に公正かつ迅速に対応し、開かれた都政の実現を図るため、総務部総務課に「都民の声」の窓口を設置している。寄せられた「都民の声」は適切な部署につなぎ、福祉局事業への反映を図っている。

12 福祉（保健）事務事業に係る区市町村との連絡調整

福祉（保健）行政を円滑に実施するため、都は区市町村が主催する各種会議等の場を通じて緊密な連絡調整に努めてきた。

昭和50年4月から、地方自治法の一部改正（昭和49年6月）に伴い、それまで特別区の区域で都が実施してきた保健所業務の大部分が特別区に移管されたものの、これらの事務の中には都区間及び特別区相互間において緊密な連携を必要とするものが多く、都と特別区との協力関係を従来以上に強化することが必要となり、事務事業の具体的運営について連絡調整を行ってきた。

その後、都区制度改革（平成4年10月）、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年7月、いわゆる「地方分権一括法」）の施行、「東京都地方分権推進計画」の策定（平成11年7月、平成12年8月）及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年4月、いわゆる「第5次一括法」）の施行による、東京都から区市町村への事務・権限の移管、移譲を推進する地方分権の流れを受けて、都と区市町村とのより一層緊密な調整に努めている。

（1）一般的な連絡調整

予算要望、地方分権に係る移譲事務の協議提案、施策の見直し等の連絡調整については、特別区は「特別区長会事務局」、市町村は「東京都市長会事務局」及び「東京都町村会」を通じて、各種会議等の場において行っている。

また、市町村に対する施策の見直し等の連絡調整については、別途、都市町村合同協議ラインの各会議体の場において行っている。

（2）個別会議体における連絡調整

ア 特別区

23区で構成している「特別区福祉主管部長会」等の場を通じて、情報提供・交換を行い、都区間の円滑な事務事業の推進を図っている。

イ 市町村

多摩地区の、26市で構成している「東京都市福祉保健主管部長会」、4町村で構成する「西多摩郡町村福祉担当課長会」及び島しょ地区町村で構成する「東京都島嶼町村会・民生部会」等の場を通じて、情報提供・交換を行い、都と市町村の円滑な事務事業の推進を図っている。

なお、医師会の協力を得て実施する母子保健を中心とした事務事業については、都、特別区、市、町村及び東京都医師会で構成する「東京都地域保健事業連絡協議会」（五者協）の場で協議を行っている。

13 福祉分野のDX推進

DXによって2030年に目指すべき到達点等を定めたDX加速化方針※を受け、福祉局・保健医療局における2025年度までの具体的な取組を定めた「福祉・保健医療分野DX推進計画」を2024年3月に策定した。本計画により、福祉・保健医療分野の施策効果を更に高め、両局のDX推進を実効性のあるものとする。

本計画では、両局における全てのDXの取組（95取組）を記載し、うち19取組を重点事業に位置付けて特に力を入れて推進していく。本計画の中で福祉局の重点事業は以下のとおり（10取組）である。

※ 福祉・保健医療分野におけるDX加速化方針：2023年4月策定

（1）生活福祉

ア 福祉人材確保のためのマーケティングツールを導入

- ・デジタルマーケティングツール等を活用し、福祉に関心のある学生・社会人等を福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」に誘導し、効率的かつ効果的な情報提供を実施する。
- ・各対象者に適した情報・コンテンツを提供することで、新たな福祉人材の掘り起こしを進め、福祉人材の確保を実現する。

イ 福祉分野における修学資金申請・審査システムの構築

- ・都民の方々からの修学資金に関わる各種申請について、これまでの書面申請のみから電子申請を可能とするためのシステムを整備する。
- ・給付の申請、確認等の修学資金に係る手続をデジタル化し、効率化を図るとともに、貸付等に係る基本的情報をオンラインで確認できるようにすることで、貸与者の利便性を向上するほか、「ふくむすび」との連携による都の福祉人材確保施策にかかる情報発信力を強化する。

（2）子供・子育て

ア 母子保健情報デジタル化

- ・母子保健情報のデジタル化に向けた実証事業や自治体独自の母子健康手帳アプリとマイナボーダーの連携等のデジタル化を行う区市町村を支援し、母子保健分野におけるDXを推進する。
- ・デジタル化により、都民の利便性の向上及び実施主体である区市町村の事務負担を軽減する。

イ 女性相談支援センターの電話相談業務等のDX

- ・女性相談支援センターに電話相談管理システムを導入するとともに、困難な問題を抱える女性の保護情報を管理する既存システムを再構築の上、関係機関とのシステム連携を実現する。
- ・女性相談支援センターのDXを推進し業務効率化・関係組織とのシステム連携を図ることで、困難な問題を抱える女性への支援を強化する。

(3) 高齢者

ア 介護事業所の指定申請等のオンライン化

- ・国の「電子申請・届出システム」の活用により介護事業所の指定申請等のオンライン化を推進し、あわせて事業者台帳システムとの情報連携を行うことで、介護サービス事業者の利便性の向上と申請受付業務の効率化を実現する。

イ シニア・プレシニアと社会参加活動のマッチングのためのオンラインプラットフォーム構築

- ・希望に応じた仕事や学び、趣味、地域活動ができるよう、都内全域の様々な社会参加活動の情報を一元的に集約したオンラインプラットフォームを構築する。
- ・案件検索から申し込みまでの手続を円滑に行える環境を整備することで、シニア・プレシニアの継続的な社会参加を促進する。

(4) 障害者

ア 精神科病院入院業務手続のオンライン化

- ・措置入院・医療保護入院に係る紙帳票のペーパーレス化を行い、精神科病院との帳票やりとり、及び帳票確認・修正依頼・内容問合せを行うシステムを構築する。
- ・紙帳票のペーパーレス化により精神科病院と東京都の間における手続の効率化を図る。

イ 障害福祉サービス事業者指定申請等のオンライン化

- ・障害福祉サービス事業者の指定申請に係る説明会予約から指定申請等をワンストップで手続可能となる新システムを構築する。
- ・新システムにより業務プロセスを効率化することで、事業者及び行政双方の事務負担が軽減され、サービスの質や利用者のQOL向上に直結する業務に注力できるようにする。

(5) 共通

ア 福祉・保健医療分野のデジタルプラットフォーム構築

- ・福祉施設や医療機関等の事業所データを共有でき、職員が隨時に必要な情報へアクセスできる連携基盤を構築するとともに、事業者が一度の申請で複数の申請先への手続が可能となる仕組みや、一度入力した情報が再入力不要となる事業所ポータルを構築する。
- ・情報連携基盤や事業所ポータルの構築により、都職員の業務を効率化するとともに、事業者の事務負担を軽減する。

イ 社会福祉施設等の指導検査DX

- ・指導検査における対面・書面による業務プロセスの見直しに必要なデジタル環境の整備を推進し、事業者及び行政双方の業務負担の軽減と利便性の向上を図る。

14 福祉人材確保対策

都民の福祉ニーズに応え、福祉サービスを安定的に提供していくためには、それを担う人材の確保が必要であるが、生産年齢人口の減少等により、多くの業種で人手不足が顕在化している。

イベント、体験、研修などの参加者を増やすための取組や就業する際の経済的な支援、働きやすい職場環境の整備に取り組む事業者への支援などにより、個々の事業の実効性を高め、福祉人材確保対策の一層の充実を図っていく。

令和6年度に福祉局が実施する主な福祉人材確保対策事業として、分野別に次のようなものが挙げられる。

【福祉基盤の整備】

- 福祉人材確保対策の推進（57ページ）

【生活福祉施策の実施】

- ポータルサイト「ふくむすび」（東京都福祉人材情報バンクシステム）による情報発信（83ページ）
- 東京都福祉人材センターの運営（83ページ）
- 東京都福祉人材センターにおける求職相談等のオンライン化（84ページ）
- 福祉の仕事イメージアップキャンペーン（84ページ）
- 福祉の仕事就業促進事業（84ページ）
- TOKYO働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業（84ページ）

【子供と家庭・女性福祉、母子保健施策の実施】

- （東京都）保育士等キャリアアップ補助（115ページ）
- 保育人材確保事業（116ページ）
- 保育従事職員宿舎借り上げ支援事業（117ページ）
- 保育所等におけるデジタル化推進事業（118ページ）
- 児童養護施設等職員宿舎借り上げ支援事業（140ページ）

【高齢者施策の実施】

- 介護支援専門員研修事業（168ページ）
- 居宅介護支援事業所事務職員雇用支援事業（168ページ）
- かいごチャレンジ職場体験事業（169ページ）
- 初任者研修等資格取得支援事業（169ページ）
- 介護職員就業促進事業（169ページ）
- 地域を支える「訪問介護」応援事業（169ページ）
- 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業（169ページ）
- 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業（170ページ）
- 介護の魅力PR事業（170ページ）
- 介護現場のイメージアップ戦略事業～介護WITHプロジェクト～（170ページ）

- 人材活用に向けた介護事業所の協働促進事業（170ページ）
- 介護現場改革促進事業（170ページ）
- 介護DX推進人材育成支援事業（171ページ）
- 経済連携協定に基づく外国人介護士受入れ支援事業（172ページ）
- 外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受入れ支援事業（172ページ）
- 介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金（172ページ）
- 特定技能制度に基づく外国人介護従事者の受入れ支援事業（172ページ）
- 外国人介護従事者受入れ環境整備事業（172ページ）
- 外国人介護従事者活躍支援事業（173ページ）
- 介護現場のDX・タスクシェア促進事業（173ページ）

【障害者（児）施策の実施】

- 障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業（230ページ）
- 代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業（230ページ）
- 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業（230ページ）
- 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業（230ページ）
- 障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業（230ページ）
- 福祉・介護職員待遇改善加算取得促進事業（230ページ）
- 区市町村障害福祉人材確保対策事業（230ページ）
- 障害者グループホーム従事者人材育成支援事業（231ページ）
- 障害者支援施設等支援力育成派遣事業（231ページ）
- 障害者支援施設等におけるリハビリテーション職員配置促進事業（231ページ）
- 障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業（231ページ）
- 障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業（231ページ）
- 障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等支援事業（231ページ）
- 障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業（232ページ）
- 訪問系障害福祉サービス事業所人材確保対策支援事業（232ページ）

15 福祉局の防災対策

福祉局は、災害発生時において総務局と連携して、区市町村の避難所運営支援や救助物資の輸送・配分業務など、被災者の生命や生活に密着した支援業務を担うことになっており、これまで、発災に備えた災害活動体制の構築を関係各局と図るとともに、区市町村や民間が行う防災対策に対する支援策を講じてきた。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、その教訓を踏まえ、更なる取組の強化を図っている。

令和6年度に福祉局が実施する主な防災対策事業として、分野別に次のようなものが挙げられる。

【福祉基盤の整備】

- 耐震化の推進 (56ページ)
- 社会福祉施設等への非常用電源等整備促進事業 (56ページ)
- 災害時要配慮者対策の推進 (57ページ)

【生活福祉施策の実施】

- 災害弔慰金等の支給 (90ページ)
- 災害援護資金の貸付け (90ページ)

【子供と家庭・女性福祉、母子保健施策の実施】

- 子供と子育て家庭に対する安心安全確保対策支援事業 (124ページ)
- 災害時用調製粉乳等の備蓄 (153ページ)
- 災害時の液体ミルク活用に向けた取組 (154ページ)

【高齢者施策の実施】

- 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業 (170ページ)
- 防災拠点型地域交流スペースの整備費補助（特別養護老人ホーム等整備費補助） (185ページ)
- 高齢者施設等の防災・減災対策推進事業 (186ページ)

【障害者（児）施策の実施】

- ヘルプカード活用促進事業 (202ページ)
- 災害時こころのケア体制整備事業 (207ページ)
- 障害者（児）施設の防災・減災対策推進事業 (210ページ)
- 重度心身障害者住宅火災通報システム事業 (225ページ)
- グループホーム等防災対策助成事業 (225ページ)
- 障害福祉サービス等職員宿舎借り上げ支援事業 (230ページ)

【参考】令和6年能登半島地震における福祉局の対応

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、マグニチュード7.6の大地震が発生し、石川県能登地方を中心として甚大な被害が発生した。

福祉局では、下記のとおり、震災発生直後から被災地への積極的な支援等を行ってきた。

(1) 物的支援

石川県七尾市及び同県輪島市からの要請に応じ、都の備蓄物資を、令和6年1月7日及び同月8日に救援物資として搬送した。

備蓄物資

- ・石川県七尾市 紙おむつ（大人用） 3,598枚（搬送日：令和6年1月7日）
- ・石川県輪島市 乳児用液体ミルク 960個（搬送日：令和6年1月7日）
食料（アルファ化米） 1,000食（搬送日：令和6年1月8日）

(2) 人的支援（令和6年3月現在）

国等からの要請に応じ、D P A T（災害派遣精神医療チーム）、民間福祉関係職員等、D W A T（災害派遣福祉チーム）、局の福祉職職員を被災地へ派遣した。

被災地への派遣

- ・D P A T（災害派遣精神医療チーム） 第1-2陣 8名（活動場所：石川県能登医療圏）
- ・民間福祉関係職員等（要配慮者の支援） 111名（活動場所：石川県内1.5次避難所等）
- ・D W A T（災害派遣福祉チーム） 全7クール 30名（活動場所：石川県輪島市内避難所）
- ・局の福祉職職員 4名（活動場所：石川県穴水町・障害者支援施設（石川県精育園））

(3) その他の支援

ア 義援金の受付

被害を受けた被災地を支援するため、令和6年1月5日から義援金の受付を開始し、同年4月30日まで募集を行った。

令和6年6月7日、新潟県及び富山県、石川県、福井県へ義援金を送金した。

義援金額（総額） 1億8,069万4,396円

（内訳）都民等8,115万3,133円、東京都職員義援金（総務局集計）9,954万1,263円
配分額 新潟県 1,995万6,137円、富山県 1,143万868円、石川県 1億4,903万8,561円、
福井県26万8,830円

イ 都内避難者への対応

介護等が必要な都内避難者に備え、特別養護老人ホーム約210名分、障害者の入所施設約140名分の受入先を、関係団体の協力を得て確保した。

